







附 則 (平成二四年三月二八日政令第七三号)  
この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日政令第五号)  
この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日政令第二二五号)  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年七月三〇日政令第二六九号)  
(施行期日)  
この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 (平成二六年八月八日政令第二七八号)  
(施行期日)  
この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則 (平成二六年九月三日政令第三〇〇号)  
(施行期日)  
この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三日政令第一二八号)  
(施行期日)  
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十二条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。  
(処分、申請等に関する経過措置)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三十二条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

第四条 附則第二条第一項及び前条第一項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改定するもの

前のそれぞれの政令の規定によりされた承認等の行為（以下この項において「処分その他の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされている承認等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）

2 附則第二条第二項及び前条第二項に定めるもののほか、施行日前にこの政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりされた機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手續がされていないものについては、これを、この政令による改正後のそれぞれの政令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この政令による改正後のそれぞれの政令の規定を適用する。

附 則 **（平成二七年六月三日政令第二四五号）**

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 **（平成二七年八月二一八日政令第三〇三号）**

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 **（平成二八年三月三一日政令第一八三号）**

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりされている同項に規定する新指定（社会福祉法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十五号）第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二

年改正法第三条の規定による改正後の法第四十一条第二項第五号の規定による学校又は養成施設の指定に係るものに限る。)の申請又は同令附則第二条第二項の規定によりされている当該指定は、それぞれ第一項の規定によりされた第十四条第二項第二号指定の申請又は前項の規定によりされた第四十条第二項第二号指定とみなす。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第百三十号) 抄

(施行期日) 八五号抄

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、平成二十九年九月十五日から施行する。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 改正法第四条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第一条第一項(同項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定による高等学校又は中等教育学校の指定(以下この条において「新指定」という。)を受けようとする者は、この政令の施行前ににおいても、第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二条において準用する同令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができる。

主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができる。この場合において、当該新指定は、施行日にその効力を生ずる。

附 則 (平成二九年七月一〇日政令第百三十一号) 抄

(施行期日) 九九号抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一五日政令第二百三十二号) 抄

この政令は、法の施行の日(平成二十九年九月十五日)から施行する。

附 則 (平成二九年九月二一日政令第二百三十三号) 抄

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則

(平成三十一年二月二十八日政令第四)

(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則

(令和三年八月六日政令第二二七号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

(令和四年一月十九日政令第二八号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、令和四年四月一日から施行する。

(社会福祉士及び介護福祉士等の欠格事由に関する経過措置)

**第二条** 社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号及び第四十八条の四第二号（同法附則第二十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十一条第三項第三号及び第十四条第二号の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為により第一条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の二（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定（第一条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第一項及び第十四条の二（同令附則第七条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条に規定する法律の規定を除く。）により罰金の刑に処せられた者に係る当該刑については、適用しない。

附 則 (令和五年七月五日政令第二三五号)

(施行期日)

**第一条** この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。